成年年齢引下げに対する対応と消費者基本計画工程表改定案の関係

成年年齢WG	基本計画工程表改 定素案	0.7 年度	0.0 左座	2.0 左曲	30年度	2.1 左座	〔参考〕		
報告書		2 7 年度 	28年度 	29年度 		3 1 年度 	3 2 年度	3 3 年度	3 4 年度
第2_1. 若年 成人の消費 者被害の防 止・救済のた めの制度整 備			改正法案の施行	」に向けた 消費者	が契約法の周知・	啓発活動の実施	【消費者庁、	法務省】	
(1)•(2)	3(1)④消費者契約 法の見直し	消委にる 満番 法検国出 の/提	おける智 費者委員 消費者委員会の など、引き続き	委員会に 審議【消 審議に対し、通 を、分析・検討を 必要な措置を講す	行い、その結√				
	3(1)①特定商取引 法の執行強化	悪質性や緊急性	生の高いと思われ	しる案件の調査 <i>の</i>	実施、調査結果	に基づく厳正な	Ⅱ 法執行【消費 ■	含古、経済産	業省】
	6(2)④都道府県に おける法執行強化	地方消費者行	 政推進交付金等 	により、法執行	地方消費者行	政強化交付金に に取り組む地方・	より、法執	消費者庁】	

	_ ++		i .			-			
成年年齢WG 報告書	基本計画工程表改 定素案	2 7 年度	28年度	2 9 年度	30年度	3 1 年度	[参考]		
	上						3 2 年度	33年度	3 4 年度
第2_3. 消費 者教育の充 実 全般	4(2)④消費者教育 に使用される教材 等の整備・⑥学校 における消費者教		成年年齢引下に	げに向けた動きか 育を強化 【消費	がある中で、成年 者庁、文部科学		 害が増加する	状況を踏まえ	え、若年層
全般 (1)ア (1)ア	育の推進 4(2)⑥学者 は が育 は 4(2)の が が が が が が が が が が り の お り の お り の お り の お り の お り う り も り も り も り も り も り も り も り も り も	提供 ・消費者教育等 ・大学等において 「消費者庁、プロックでは、「消費者庁、プロックでは、「対理者庁、プロックでは、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」では、「対理者」が、「対理者」が、「対理者」では、「対理者」が、「対理ない、 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	等に関する実践的 ける消費者庁から 文部科学省】 学校等における消 の周知・徹底、	登等における消費 対な学習各教科等 の依頼等に基づ 対費者教育の推進 校訂に向けた検討 系機関が有する情	横断的な プログ く啓発及び情報 (学習指導要領 等) 【文部科学	・ラムの開発に係 提供 iの改訂、新 ・省】	る実践研究及新学習指導語 育の着実な	びその成果の 要領に基づく 実施【文部科	D普及 肖費者教 学省】
(1)イ・(2)ア	進 4(2)⑤教育行政 (学校教育・社会 教育・社会 教育)と消費者 政の連携・協働 (基礎的な情報の 整備と体制作り)	地方公共団体に	こおける、教育委 生体制の整備の仮 ・消費者教育:	養員会と消費者行 選進【消費者庁、 推進会議で提案し る消費者教育の3	文部科学省】	ナる消費者教育 <i>の</i>)充実に向けて	て」の周知等	
(1)イ・(2)ア・ (2)イ	4(2)⑥学校における 消費者教育の推進		・学校と地域(の消費者教育の持 学の取組を支援					ィネー

成年年齢WG	基本計画工程表改	2 7 年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度	〔参考〕		
報告書	定素案	2 / 牛皮	2 0 年度	29千度	3 0 千度	3 1 千段	3 2 年度	33年度	3 4 年度
第2 ₋ 3. 消費 者教育の充 実 (1)ウ	4(2)④消費者教育 に使用される教材 等の整備・⑥学校 における消費者教 育の推進		高等学校に おける消費 者教育の充 実のため、 高校生向け 消費者教育 教材を作成	・作成した教材(らの授業改善(教材を使用した 授業の実施 (試行)	の推進 手法等も含 試行の検証を 討・実施		の活用の推進	について方策	の検
(1)ウ	4(2)②地域における 消費者教育推進の ための体制の整備	消費者教育推 係省庁等】	進計画の策定及で	び消費者教育推進 (本語)	消費者教育推進		実及び消費者		或協議会
(1)工	4(2)④消費者教育に 使用される教材等の 整備				児童養護施設等	□ 等での消費者教育 □	⊫ 育支援プログ ⊪	ラムの検討	
(2)ア・ウ	4(2)⑥学校における 消費者教育の推進		校等における消費 費者庁、文部科学	費者教育の推進 学省】	(取組状況調査と	特色ある取組事		削や課題等の情	青報提供及
(2)イ	4(2)③「消費者教育の推進に関する 基本的な方針(基 本方針)」の検討 等	を踏まえた基 ・必要に応じ	の推進に関するが を本方針に関するる。 を本方針に対する。 を本方針に対する。 を本方針は、 一次的の検 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	検討の大きなのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		5針(P)の下に Sじた変更の実施			_
(2)ウ	4(2)⑥学校における 消費者教育の推進				室等における消費 主支援機構での研				
(2)エ	4(1)③消費者政策の 企画立案のための 調査の実施			理論的・先進的]な調査・研究【	消費者庁】			

成年年齢WG	基本計画工程表改	27年度	0.0 左曲	2.0 左座	2.0 年度	2.1 左曲	〔参考〕			
報告書	定素案	2 7 年度	28年度	29年度	30年度	3 1 年度	3 2 年度	33年度	3 4 年度	
	6(1)⑤国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化	ンター等のバッ	クアップ【消費				Ш			
	″ 6(2)①地方消費者行 政の充実・強化に向	実施する。【消		· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	冲 复有怕談IIU旬	自について、 依言	5 狄沈寺1~螠⊄	ゲース会	と快討し、	
		地方公共団体	(被災自治体を	含む。)への支	援 【消費者庁	、関係省庁等】	1			
	けた地方公共団体 への支援等 ″	地方公共団 体、関係機 関への制度 の周知【消 費者庁、関 係省庁等】								
	II .		い相談・救済が平野に対象を	平成30年度以降 受けられる で成30年度よ で成30年度 が成功の で成30年度 が成功の ででである ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できます。 できまます。 できまます。 できまます。 できま。 できま。 でき。 でき。 でき。 でき。 でき。 でき。 と。 でき。 でき。 でき。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 で。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	体制整備を支援 国として取り組織		係省庁等】 豊者政策の推進			
	6(2)⑤「消費者ホット ライン」の運用	「消費者 ホットライ ン」の3桁 化【消費者 庁】	「消費者ホ	ットライン」や	消費生活センタ・	一の周知【消費	者庁、関係省	庁等】		

成年年齢WG		2 7 年度	28年度	20年度	28年度 29年度	3 0 年度	30年度	3.0 年度	2 0 年度	3 1 年度	21年度	〔参考〕		
報告書	定素案	2 / 千皮	2 0 千皮	と3千皮	30千度	0 1 年度	3 2 年度	33年度	3 4 年度					
	4(2)①消費者教育の 総合的、体系的かつ 効果的な推進	庭、職域その他	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家 庭、職域その他様々な場における取組を推進 【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】											
	4(2)②地域における 消費者教育推進の ための体制の整備	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するな 消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】												

3 適正な取引の実現

- (1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し
 - ① 特定商取引法の執行強化

高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び 消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行う。【消費者庁、経済産業省】

④ 消費者契約法の見直し

消費者契約法施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方について、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会で審議が行われた。内閣府消費者委員会の答申 (平成 28 年 1月) を踏まえ、「消費者契約法の一部を改正する法律案」を平成 28 年 3 月 4 日に閣議決定し、第 190 回国会に提出した。

同法律案については、第 190 回国会で成立し、平成 28 年 6 月 3 日に公布(平成 28 年 法律第 61 号)、平成 29 年 6 月 3 日から施行されており、引き続き、改正点を含めた消費者契約法の内容について、周知・啓発活動を実施する。

また、「消費者契約法専門調査会報告書」<u>(平成 27 年 12 月)</u>において、今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点等については、同法律案の国会における審議等も踏まえながら行われている内閣府消費者委員会<u>でさらに審議が行われた。</u> その結果として示された、内閣府消費者委員会の答申(平成 29 年 8 月)を踏まえ、の審議に対して、適切に協力を行うなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいているの話集に基づいている。 そ必要な措置を講ずる。【消費者庁、法務省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

- (1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映
 - ③ 消費者政策の企画立案のための調査の実施

消費者政策の企画立案のため、次の1)から4)までの調査を実施する。【消費者庁】

- 1)消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。
- 2) 既存の消費者事故等情報やPIO-NET情報等を活用した、消費者被害額を毎年 度継続的に推計する。
- 3)消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。
- 4) 上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。

(2)消費者教育の推進

① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費 者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を 含む。)及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から 高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場に おける取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携 強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

② 地域における消費者教育推進のための体制の整備

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

地方消費者行政強化作戦の目標である、全ての都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置の計画期間中の達成を目指して、地方消費者行政推進交付金等によるネットワークの構築、先進事例の収集・提供、地方消費者フォーラムを活用した教育関係者との連携強化等により、この目標の達成に向けた都道府県の取組を調査、支援、促進する。【消費者庁、関係省庁等】

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。 【消費者庁、文部 科学省、関係省庁等】

消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、 必要な研修の実施、情報提供等を行う。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」の検討等

消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえ、消費者教育推進会議等から意見を聴き、必要があれば基本方針を変更する。

なお、現行基本方針は平成 29 年度までの方針であることから、平成 30 年度以降を対象期間とする次期基本方針<u>の策定に向け、消費者教育推進会議を開催する。また、平成</u> 29 年度内に変更計画を検討・策定する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

④ 消費者教育に使用される教材等の整備

年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた 適切なものとすることに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。

消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。【消費者庁】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏

まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け<u>消費者教育</u>教材を作成する。 【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を 探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。

平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成、児 童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討する。 【消費者庁】

⑤ 教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基盤的な情報の整備と 体制作り)

学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況についての調査を定期的に実施し、現状の課題等について、分析を行い、更なる普及・啓発を行う。

また、調査研究などの成果など特色ある取組事例を普及するとともに、先駆的実践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材開発等を含めた整備を促進する。【消費者庁、文部科学省】

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の<mark>答申審議</mark>を踏まえ小中学校学習指導要領は平成28年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成29年度中に改訂予定(小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施、高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施する予定)。【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材(担い手となる教職員)の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、それらの成果の普及を図る。現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が積極的に取り入れられるよう、各実施主体による取組についての実態把握を行うとともに、必要な情報提供等を行う。また、実践的な学習プログラムの開発に係る調査研究を実施し、その成果を共有する。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省、消費者庁】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センタ

一、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。

【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け<u>消費者教育</u>教材を作成する。

【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を 探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。【消費者庁】

平成 30 年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成を行う。【消費者庁】

消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣を実施する。 【消費者庁】

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センター や日本学生支援機構での研修の機会の活用等を推進する。【消費者庁、文部科学省】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】

6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (1)国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化
 - ⑤ 国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化

消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、 経由相談を強化するとともに、お昼の消費生活相談、「消費者ホットライン」を通じた 消費生活センター等のバックアップに取り組む。また、越境消費者トラブルに関する相 談対応を実施し、海外の相談機関と連携して消費者に対し内容に応じた助言や情報提供 を行い、問題解決を図る。

国民生活センター及び消費生活センター<u>等</u>による消費者相談 110 番について、消費者の被害状況等に鑑みて、相談を実施するテーマ等を検討し、相談対応を行う。【消費者 庁】

(2) 地方における体制整備

① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等

国における財源の確保、地方における人員・予算の確保に向けた自主的な取組への支援を含む、地方公共団体への支援、東日本大震災の被災自治体への支援を行うほか、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備を全国的に推進する。【消費者庁、関係省庁等】

このため、地方消費者行政強化作戦に沿って、計画期間中に、相談体制の空白地域解消、消費生活センター設置促進、消費生活相談員配置促進、資格保有率向上、研修参加

率の向上を目指して、地方公共団体の取組を支援する。

また、平成 26 年に公布された消費者安全法の改正法が平成 28 年4月に施行されたことを踏まえ、平成 28 年4月付けで「消費者安全の確保に関する基本的な方針」を改定した。今後、同方針も踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設置、消費生活相談員の処遇改善及び資質向上等の地方公共団体の取組に対する支援を推進する。消費者安全確保地域協議会については、その設置促進に資するよう、地方公共団体における先進事例の収集・共有等に取り組む。

<u>これらの取組を安定的に事務として定着させるため、地方公共団体の自主財源に裏づ</u>けられた予算の確保を促進する。

また、平成30年度は、地方消費者行政強化交付金を措置し、新たに国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援するとともに、これまでに地方消費者行政推進交付金を活用して行っていた事業について引き続き支援を行う。

地方消費者行政推進交付金等を活用した地方公共団体に対する支援が平成 29 年度末に 一つの区切りを迎えることを踏まえ、平成 30 年度以降の地方消費者行政の充実・強化に 向けた支援の在り方等について検討を行う。 【消費者庁】

④ 都道府県における法執行強化

都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、消費者安全法等)を図るため、「消費者庁所管法令執行担当者研修」を実施し、国民生活センターにおいては、消費生活相談員を対象とした「特定商取引法関連の消費者トラブル研修」等を実施する。 平成30年度からは、地方消費者行政強化交付金を活用して、地方公共団体における警察OBや法曹専門家等の登用や国民生活センターが実施する研修への参加にかかる費用を支援する。 【消費者庁】

⑤ 「消費者ホットライン」の運用

「消費者ホットライン」の運用により、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、近くの消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一歩を支援する。

さらに、「消費者ホットライン」の3桁化(平成27年7月から「188」の番号で運用開始)を実施し、記者会見場での掲示、消費者向け情報提供の際や消費者月間において周知するなど、様々な機会を捉えて、多様な媒体を利用し、3桁の電話番号「188番(いやや!)」や消費生活センター等を周知することにより相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図るとともに、土日祝日における消費生活相談体制の整備を含め、大幅な増加が見込まれる消費生活相談への適切な対応を支援する。【消費者庁、関係省庁等】